

まにわのわ

テーマ
「M&A」

真庭市内の企業を「テーマごと」にご紹介します。今回のテーマは「M&A(企業の合併、もしくは買収)」です。

こだわりの焼き加減と秘伝のタレで、北房地域を中心に地元民垂涎の焼き鳥をつくりつづけてきた松川食品株式会社。昭和40年の創業以来、先代の社長が経営してきましたが、昨年真庭市内でスーパーマーケット「にぎわい市場三金や」2店舗を運営する有限会社金田商店の金田久克さんがM&Aしました。なぜM&Aを選んだのか、その結果どのようなシナジーが起こったのか。お話を聞かせていただきました。



▲経営者の金田久克さん

企業紹介 DATA

【北房地区】

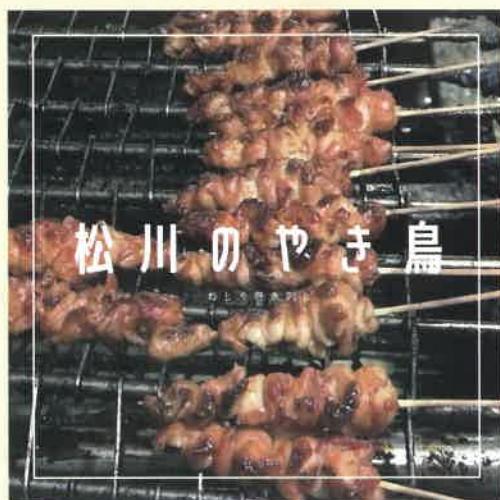
企 業 名：松川食品株式会社
所 在 地：〒716-1411 真庭市上水田 2400-2
従業員数：15名
代 表 者：金田久克
TEL/FAX：0866-52-3122/0866-52-3123
事業内容：食肉加工及び惣菜製造



ホーム
ページ



オンライン
ショップ



▲地元を中心に長年愛され続けている松川の焼き鳥

◆M&Aの決め手は、

数字よりも「現場」

ゴに入っています。その光景を目の当たりにして、いかに松川の焼き鳥が愛されているか、商品に潜在的な力があるかを知り、M&Aを決意しました。

◆「これまでと同じように雇用は守るから」

M&Aのきっかけは銀行の仲介でした。昨年の春、松川食品の先代社長が亡くなり、経営未経験の専務が「どこかに後継者はいないか」と銀行に相談。声をかけたのが、三金やとして食品に携わってきた金田さんでした。数字を確認したところ、売上がゆるやかに下がり気味だったものの、代表のいない中、専務を中心としたムダのない経営に驚いたと言います。

ただ、M&Aの決め手になつたのは、数字ではなく「現場」でした。松川食品が月に一度開催している「食肉まつり」。買いに来られるお客さんがまったく途切れません。地元から遠方から、みんな「松川の焼き鳥」をどんどん力

M&Aはともすれば企業にマイナスイメージを与えるかねないものです。そのため守秘義務が徹底されており、社長交代は松川食品の従業員にとって寝耳に水。そんな従業員に対して不安や混乱を与えないよう、金田さんは「これまでと同じように雇用は守るから」と伝えます。そしてひとりずつ面談を行いました。ひとりひとりの顔と名前を覚えながら、会社の経営状況を丁寧に説明。また「新しいことを始めるかもしれない」とも話しました。

その面談を通して、金田さんは松川食品の文化とも呼ぶべき「変えてはいけないこと」に気づいたと言います。例えば、タレの販売。タレだけでごはんが何杯でも食べられるほどの旨み、販売したら必ず売れる。しかし「門外不出だから」と従業員から反対されました。秘伝のタレは守らなければなりません。「おいしくするというよりは、地元から愛されてきたこの味をどう

やって守っていくか」そう考えるようになつたと言います。

◆「松川の焼き鳥には潜在的な力がある」

味を変えたりするのではなく、多くの人にただ知つてもらうだけで売上は自然と伸びていく。「松川の焼き鳥には潜在的な力がある」金田さんの考えは当初から変わりませんでした。M&Aの買収元である三金やでの取り扱いを拡充したり、ネット販売も始めたり、知つてもらう機会を創出して販路を拡大していきます。まだあまり知られていないご当地グルメとして、大手百貨店数社からも声がかかっていると言います。

さらに三金やにとってもメリットがありました。三金やの厨房で行つていた総菜の下処理を松川食品でも行うようにしたのです。一元化することで効率が上がりました。

M&Aについて、金田さんは言います。「M&Aという言葉だけでは、無機質のように感じてしまう。でも地方でM&Aしようと思つたら、数字よりもプランディングよりも、まずは個々のコミュニケーションを大切にする」とだと思います」買収する前も買収した後も、人との繋がりを大切にすること。金田さんは数字よりも、企業が育んできた文化や人との繋がりを何よりも大事に思つていました。

◆人との繋がりを大切にすること。



(取材・文 甲田智之)

軸に、なおかつ量産もできるよう「設備導入を進めていきたい」と語ります。

設備導入をしていくための補助金や助成金は北房地域の商工会がサポートし

令和4年度 雇用保険料変更のご案内

令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業保険・ 育児休業給付の 保険料率	①+② 雇用保険料率	
				雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000



岡山県最低賃金が改定されます。

必ずチェック! 最低賃金使用者も、労働者も。

(令和4年9月現在)

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

地域別最低賃金	効力発生日
時間額 892 円	<u>令和4年</u> <u>10月 1日</u>

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	940 円	令和4年 1月 7日
鉄鋼業 (空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機、家庭用エレベーター、冷蔵庫、温湿度調整装置、玉掛け、ころ附器、農業用機械、精錬機械、生活製造装置用田植機、基盤用材童販用機械、半導体・プラットパネルディスプレイ製造装置、真空包装機、真空包機、他に分類されない生産用田植機、同部分品、事務用機械器具、サービス用、娱乐用機械器具製造業)	985 円	令和4年 1月 5日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	952 円	令和4年 2月 12日
自動車・同附属品製造業	904 円	令和4年 1月 7日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	936 円	令和4年 1月 5日
各種商品小売業	980 円	令和4年 1月 8日
各種商品小売業	893 円	令和4年 1月 19日

※特定最低賃金については審議中です。

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として從事する者
 - ④ 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精苦勤手当・運動手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賞金
 - ④ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賞金



事務所所在地			
本部(久世地区) TEL (0860) 521-14 FAX (0860) 524-3255	北房支所 TEL (0860) 424-3374 FAX (0860) 424-3337	落合支所 TEL (0860) 522-2119 FAX (0860) 522-23360	勝山支所 TEL (0860) 442-2520 FAX (0860) 442-25520
〒719-3214 眞庭市落合墨水4299-1	〒716-1444 眞庭市下些部244-17	〒719-3144 眞庭市落合墨水4299-1	〒717-0013 眞庭市勝山0-3
FAX (0860) 566-3390 (0860) 566-3390	FAX (0860) 566-2105 (0860) 566-2105	FAX (0860) 566-0955 (0860) 566-0955	FAX (0860) 566-1515 (0860) 566-1515
新庄支所 TEL (0860) 455-0140 FAX (0860) 455-0140	蒜山支所 TEL (0860) 502-0031 FAX (0860) 502-0031	湯原支所 TEL (0860) 455-0007 FAX (0860) 455-0007	美甘支所 TEL (0860) 455-0105 FAX (0860) 455-0105

見てよう! 地域に夢と活力を!
眞庭商工会

商工会会員事業所

(令和4年10月6日現在)

地区	会員数	地区	会員数
北房	160	美甘	33
落合	370	湯原	96
久世	335	蒜山	200
勝山	244	新庄	56
合計		1,494	